



2025年10月16日

各位

会社名 株式会社 ELEMENTS
 代表者名 代表取締役社長 長谷川 敬起
 (コード番号: 5246 東証グロース)
 問合せ先 執行役員 CFO 山田 洋輔
 (TEL 03-4530-3002)

海外募集による新株式発行に係る発行価格等の決定に関するお知らせ

当社は、2025年9月30日付の取締役会において決議いたしました海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」といいます。）に関し、2025年10月16日に、下記のとおり、発行価格等を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

海外募集による新株式発行

(1) 発行価格（募集価格）（注）	1株につき 755円
(2) 発行価格（募集価格）の総額	1,812,000,000円
(3) 払込金額（注）	1株につき 714.05円
(4) 払込金額の総額	1,713,720,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 856,860,000円 増加する資本準備金の額 856,860,000円
(6) 払込期日	2025年10月20日

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

<ご参考>

1. 発行価格（募集価格）の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2025年10月16日	819円
(2) ディスカウント率		7.81%

2. 今回の調達資金の使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
1 「LIQUIDシリーズ」を中心とした個人認証事業における高付加価値ソリューションの開発・拡充に必要な人件費、ソフトウェア関連費用等の運転資金	392	2025年10月～2028年11月
2 「ELEMENTS CLOUD」の事業拡大に必要な人件費等の運転資金及びデータセンター等の設備資金	1,300	2025年10月～2028年11月

(注) 本海外募集による差引手取概算額 1,692百万円の使途の詳細は、以下の内容を予定しております。

① 「LIQUID シリーズ」を中心とした個人認証事業における高付加価値ソリューションの開発・拡充に必要な人件費、ソフトウェア関連費用等の運転資金

当社は本海外募集による調達資金のうち約 392百万円を、高付加価値ソリューションの開発・拡充に必要な人件費（約 132百万円）、ソフトウェア関連費用等の運転資金（約 260百

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

万円)に充当する予定です。

証券業界における不正ログイン対策を目的に、パスキー (FIDO2) によるパスワードレスな生体認証と、登録端末の追加時 (バインディング時) の顔認証を組み合わせることで、不正ログイン対策を強固にする高付加価値ソリューションの提供が重要なものになると認識しております。

②「ELEMENTS CLOUD」の事業拡大に必要な人件費等の運転資金及びデータセンター等の設備資金

当社は本海外募集による調達資金のうち約 1,300 百万円を、「ELEMENTS CLOUD」の事業拡大に必要な人件費等の運転資金 (約 300 百万円) 及びデータセンター等の設備資金 (約 1,000 百万円) に充当する予定です。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」といいます。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。なお、この文書で言及されている当社の新株式発行にかかる勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。